

条 例

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十三号

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県学校職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

	学校種別	職員種別	
その他の職員	県立高等学校及び市町村立高等学校（定時制の課程）	八、一五九人	四三七人
	県立及び市町村立の特別支援学校	三、八八八人	四七七人
	県立及び市町村立の中学校	一一、四二四人	六二一人
	市町村立小学校	一九、二九一人	一、二〇九人

附 則

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第二条第一項の規定の適用については、平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間は、同項の表中「八、一五九人」とあるのは「八、二二二人」と、「二一、四二四人」とあるのは「二一、五二八人」とする。